



# 山形県公報

平成16年12月10日(金)  
第1601号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                             |                   |      |
|-----------------------------|-------------------|------|
| 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....     | (環境整備課) ...       | 1311 |
| 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....     | (同) ...           | 1312 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....    | (農村計画課) ...       | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....         | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1313 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....         | (同) ...           | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....          | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 1314 |
| 同.....                      | (同) ...           | 同    |
| 普通母樹林の指定の解除.....            | (森林課) ...         | 1315 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... | (同) ...           | 同    |
| 同.....                      | (同) ...           | 1316 |
| 都市計画事業の変更の認可.....           | (都市計画課) ...       | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....          | (村山総合支庁建築課) ...   | 1317 |
| 道路の区域の変更.....               | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同.....                      | (同) ...           | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | (同) ...           | 1318 |
| 同.....                      | (同) ...           | 同    |

### 公 告

|                      |             |      |
|----------------------|-------------|------|
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (出納局) ...   | 同    |
| 同.....               | (病院事業局) ... | 1319 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1158号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年1月9日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
山形市鑄物町3番地  
株式会社 キヨスミ産研  
代表取締役 鈴木 正明
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
山形市鑄物町3番地

## 3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設

## 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

ごみ（雑芥、汚泥）、ばいじん及び感染性一般廃棄物

## 5 申請年月日

平成16年11月10日

## 6 その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第1159号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年1月9日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

山形市鋳物町3番地

株式会社キヨスミ産研

代表取締役 鈴木 正明

## 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

山形市鋳物町3番地

## 3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号 以下「施行令」という。）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

## 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、木くず、動植物性残さ、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥（含水率85パーセント以下のものに限る。）、鉱さい、ばいじん、施行令第2条第13号に規定する廃棄物及び感染性産業廃棄物

## 5 申請年月日

平成16年11月10日

## 6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第1160号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事業名         | 地区名   | 工事完了年月日    |
|-------------|-------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 上大淵川口 | 平成16年3月31日 |
| 経営体育成基盤整備事業 | 八敷代   | 平成16年7月31日 |

## 山形県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大石田町横山土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 高橋久   | 北村山郡大石田町大字横山466 |
| 同        | 片桐誠一  | 同 大字田沢2283 - 73 |
| 同        | 小内英徳  | 同 大字横山768       |
| 同        | 玉ノ原竹勝 | 同 大字横山288       |
| 同        | 八鍬新吾  | 同 大字横山663 - 3   |
| 同        | 横山正助  | 同 大字横山4910 - 1  |
| 同        | 奥山政雄  | 同 大字横山429       |
| 同        | 森二郎   | 同 大字田沢1724 - 67 |
| 同        | 伊藤康光  | 同 大字田沢12        |
| 同        | 山田健二  | 同 大字田沢1936      |
| 監事       | 阿部勇吉  | 同 大字横山756       |
| 同        | 伊藤清司  | 同 大字田沢87        |
| 同        | 伊藤実   | 同 大字横山174       |

## 山形県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大石田町横山土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 高橋 久  | 北村山郡大石田町大字横山466 |
| 同        | 片桐 誠一 | 同 大字田沢2283 - 73 |
| 同        | 小内 英徳 | 同 大字横山768       |
| 同        | 木村 和夫 | 同 大字横山259 - 1   |
| 同        | 奥山 政雄 | 同 大字横山429       |
| 同        | 森 二郎  | 同 大字田沢1724 - 67 |
| 同        | 伊藤 康光 | 同 大字田沢12        |
| 同        | 清水 修一 | 同 大字横山660       |
| 同        | 横山 政利 | 同 大字横山3215 - 1  |
| 同        | 遠藤 和雄 | 同 大字田沢1942      |
| 監事       | 伊藤 実  | 同 大字横山174       |
| 同        | 遠藤 憲雄 | 同 大字横山3175 - 5  |
| 同        | 高橋 宏明 | 同 大字田沢848       |

## 山形県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 土地改良区の名称  
青龍寺川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成16年10月27日

## 山形県告示第1164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 土地改良区の名称  
中川土地改良区
- 2 事務所の所在地

鶴岡市宝町18番46号

3 認可年月日

平成16年11月15日

山形県告示第1165号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の普通母樹林の指定を解除する。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定番号    | 種 別   | 樹種 | 所 在 場 所                  | 本数<br>(本) | 面積<br>(ha) | 所 有 者 等             |       |
|---------|-------|----|--------------------------|-----------|------------|---------------------|-------|
|         |       |    |                          |           |            | 住 所                 | 氏 名   |
| 45 - 55 | 普通母樹林 | すぎ | 最上郡金山町大字山崎字<br>愛宕山2171番地 | 10        | 0.01       | 最上郡金山町大字金<br>山370番地 | 岸 伊和男 |

山形県告示第1166号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする  
予定である旨の通知があった。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

寒河江市・西村山郡西川町・村山市・東根市・尾花沢市・北村山郡大石田町・山形市・上山市・東村山郡  
山辺町・西村山郡朝日町・大江町（以上11市町国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

寒河江市・西村山郡西川町・村山市・東根市・尾花沢市・北村山郡大石田町・山形市・上山市・東村  
山郡山辺町・西村山郡朝日町・大江町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寒河江市・西村山郡西川町・村山市・東根市・尾花沢市・北村山郡大石田町・山形市・上山市・東村  
山郡山辺町・西村山郡朝日町・大江町（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町・上山市（以上2市町国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西村山郡西川町・上市市（次の図に示す部分に限る。）

（ハ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ニ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ホ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び当該保安林予定森林の所在する市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1167号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡金山町・真室川町・最上町（以上3町国有林。次の図に示すとおり。）

#### 2 保安林指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### （1）立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

金山町・真室川町・最上町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 次の森林については、主伐は、択伐による。

金山町・真室川町・最上町（次の図に示す部分に限る。）

ハ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ニ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ホ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### （2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

##### （3）植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び当該保安林予定森林の所在する町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 施行者の名称

山 形 市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

（1）種 類 山形広域都市計画下水道事業

（2）名 称 山形市公共下水道（単独公共下水道）

#### 3 変更の内容

（1）収用の部分

昭和45年9月県告示第1076号、昭和49年6月県告示第775号、昭和51年1月県告示第63号、昭和52年8月県告示第1450号、昭和58年10月県告示第1608号、昭和63年5月県告示第662号、平成3年4月県告示第527号、平成7年6月県告示第1071号及び、平成13年3月県告示第252号の事業地のうち、山形市河原田全てを削り、山形市田端地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

昭和36年12月1日から平成21年3月31日

山形県告示第1169号

次の開発行為は、完了した。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 許可番号

平成16年11月9日 指令村総建第5019号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

村山市大字櫛山字金谷西4752 - 1、4753 - 1、4753 - 2

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

村山市大字櫛山1170番地

丸伸建設株式会社

山形県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月10日から同年12月23日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 三瀬水沢線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長           |
|------------------------------------|------|----------------------|---------------|
| 鶴岡市大字三瀬字下降矢5番から<br>同 大字中山字草見69番1まで | 旧    | 27.0メートル<br>と<br>5.4 | メートル<br>1,138 |
| 同 上                                |      | 32.2メートル<br>と<br>8.0 | メートル<br>1,120 |
| 同 上                                | 新    | 27.0メートル<br>と<br>5.4 | メートル<br>1,138 |
| 同 上                                |      | 32.2メートル<br>と<br>8.0 | メートル<br>1,120 |

山形県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月10日から同年12月23日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 菅野代堅苔沢線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長        |
|-----------------------------------------|---|------|------------------|-----------|
| 西田川郡温海町大字戸沢字滝野本285番1から<br>同 字小早田193番2まで |   | 旧    | 43.5メートル<br>13.0 | 1,320メートル |
| 同                                       | 上 | 新    | 43.5メートル<br>13.0 | 同上        |

## 山形県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月10日から同年12月23日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字三瀬字下降矢5番から  
同 大字中山字草見69番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月13日

## 山形県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月10日から同年12月23日まで縦覧に供する。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 西田川郡温海町大字戸沢字滝野本285番1から  
同 字小早田193番2まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月24日

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年12月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子回路CADシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成16年11月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東日本電子計測株式会社鶴岡営業所 鶴岡市大字茅原字西茅原107番9号
- 5 落札金額 31,290,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行っ

た日 平成16年10月15日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年12月10日

山形県立日本海病院長 亀 山 仁 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
循環器系X線診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院医事経営課用度係 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- 3 落札者を決定した日 平成16年10月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 5 落札金額 189,525,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例規則第3条の公告を行った日 平成16年9月7日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                 | 正                 |
|------------|------------|------|----|-------------------|-------------------|
| 平成16.11.30 | 第1598号     | 1283 | 14 | 宮之浦坂野辺新田線         | 宮野浦坂野辺新田線         |
| 同          | 同          | 1284 | 11 | 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から | 酒田市小牧新田字道ノ下51番4から |
| 同          | 同          | 同    | 13 | 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から | 酒田市小牧新田字道ノ下51番4から |
| 同          | 同          | 同    | 15 | 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から | 酒田市小牧新田字道ノ下51番4から |
| 同          | 同          | 1285 | 8  | 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から | 酒田市小牧新田字道ノ下51番4から |

平成16年12月10日印刷  
平成16年12月10日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056